

発行者情報

【表紙】

【公表書類】	発行者情報
【公表日】	2022年 5 月20 日
【発行者の名称】	株式会社サトウ産業 Sato Sangyo Co., Ltd,
【代表者の役職氏名】	代表取締役 佐藤 明郎
【本店の所在の場所】	新潟県上越市上名柄340番地 1
【電話番号】	025-520-2288
【事務連絡者氏名】	取締役総務部長 大野 智美
【担当J-Adviserの名称】	株式会社日本M&Aセンター
【担当J-Adviserの代表者の役職氏名】	代表取締役社長 三宅 卓
【担当J-Adviserの本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目 8 番 2 号
【担当J-Adviserの財務状況が公表される ウェブサイトのアドレス】	https://www.nihon-ma.co.jp/ir/
【電話番号】	03-5220-5454
【取引所金融商品市場等に関する事項】	株式会社東京証券取引所 TOKYO PRO Market なお、振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。 名称：株式会社証券保管振替機構 住所：東京都中央区日本橋兜町 7 番 1 号
【公表されるホームページのアドレス】	株式会社サトウ産業 https://www.sato-san.jp/ 株式会社 東京証券取引所 https://www.jpx.co.jp/

【投資者に対する注意事項】

1. TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、「第一部 第3 4【事業等のリスク】」において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
2. 発行情報を公表した発行者のその公表の時における役員(金融商品取引法(以下「法」という。)第21条第1項第1号に規定する役員(取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者)をいう。)は、発行情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
3. TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例(以下「特例」という。)に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketの諸規則に留意する必要があります。
4. 東京証券取引所は、発行情報の内容(発行情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。)について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部 【企業情報】

第 1 【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第 2 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第46期	第47期	第48期
決算年月	2020年 2 月	2021年 2 月	2022年 2 月
売上高 (千円)	2, 732, 942	2, 039, 561	2, 736, 635
経常利益 (千円)	191, 335	186, 256	260, 292
当期純利益 (千円)	119, 028	104, 184	238, 343
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	—	—	—
資本金 (千円)	100, 000	100, 000	100, 000
発行済株式総数 (株)	10, 000	3, 760	376, 000
純資産額 (千円)	435, 818	510, 289	748, 633
総資産額 (千円)	1, 294, 867	1, 681, 516	2, 460, 219
1 株当たり純資産額 (円)	644. 70	1, 357. 15	1, 991. 04
1 株当たり配当額 (1 株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	50 (—)
1 株当たり当期純利益金額 (円)	176. 08	249. 29	633. 89
潜在株式調整後 1 株当たり 当期純利益金額 (円)	—	—	—
自己資本比率 (%)	33. 6	30. 3	30. 4
自己資本利益率 (%)	31. 6	22. 0	37. 9
株価収益率 (倍)	—	—	1. 8
配当性向 (%)	—	—	7. 9
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	322, 988	60, 127	338, 832
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	△275, 899	△56, 936	△216, 075
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	△32, 946	227, 597	△106, 750
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	89, 888	320, 678	336, 685
従業員数 〔ほか、平均臨時雇用人員〕 (名)	68 [—]	74 [—]	73 [—]

- (注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については掲載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載しておりません。
4. 潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
5. 第46期及び第47期の株価収益率については、当社株式が非上場であるため記載しておりません。

6. 第46期及び第47期の1株当たり配当額及び配当性向については、配当を行っていないため記載しておりません。また、第46期、第47期及び第48期の1株当たり中間配当額については、配当を行っていないため記載しておりません。
7. 第46期の財務諸表については、OAG監査法人による監査は受けておりません。
8. 第47期の財務諸表については、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第110条第5項の規定に基づき、第48期の財務諸表については、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づき、それぞれOAG監査法人により監査を受けております。
9. 2021年5月19日付けで普通株式1株につき100株の株式分割を行っておりますが、第46期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。

2 【沿革】

年 月	沿 革
1974年10月	新潟県上越市春日新田1273番地9に 株式会社サトウ産業を設立
1975年4月	一般建設業許可 取得
1975年10月	新潟県上越市上名柄340番地1に移転（現本社）
1977年8月	鉄工場新築
1989年2月	本社工場新築
1990年3月	建設大臣より鋼構造物製作工場Mグレードの認定を受ける
1992年11月	安塚工場・安塚営業所開設
2003年12月	特定建設業許可 取得
2011年2月	国土交通大臣より鋼構造物製作工場Hグレードの認定を受ける
2012年12月	本社工場 外部製品ヤード新設
2013年1月	本社工場 移動式塗装場設置
3月	独立採算を目的に、安塚工場を株式会社やすづかサトウ産業に分社
2016年4月	本社工場 南側外部製品ヤード新設
10月	株式会社やすづかサトウ産業と合併
2017年4月	本社工場 サイコロ加工場・軽量鋼加工場・塗装場新設
2018年12月	上吉野工場開設 連続サイコロ組溶接拠点として稼働
2019年10月	三和工場開設 軽量鋼加工拠点として稼働
2021年10月	東京証券取引所 TOKYO PRO Market へ上場

（注） 1. Hグレード工場について

※Hグレード鉄骨製作認定：

鉄骨製作工場で作製される建築鉄骨の品質保証（特に溶接部）の信頼度を評価し、評価結果に基づき国土交通大臣が認定するものです。建設規模・使用鋼材の適用範囲に応じ、5グレード（S、H、M、R、J）に区分し認定しています。（一般社団法人鉄骨建設業協会ホームページより）

当社が取得しているHグレードでは、建設規模に制限はありません。使用鋼材は建築鉄骨溶接構造の400N、490N及び、520N級炭素鋼（Nはニュートンの略で引っ張りの強度を表します。数値が高い方が強度が高くなります。）で板厚60mm以下の鋼材です。ただし、開先加工を施さない一部の柱梁接合部の厚肉パネルの板厚は60mmを超えることができます。

なお、㈱全国鉄骨評価機構によると、2022年3月31日現在で最上位のSグレード取得工場は6、次位のHグレード取得工場は284となっています。（全国鉄骨評価機構ホームページより）

3 【事業の内容】

当社は鉄工建設事業として、単一セグメントではありますが、以下当社の事業の種別について説明いたします。

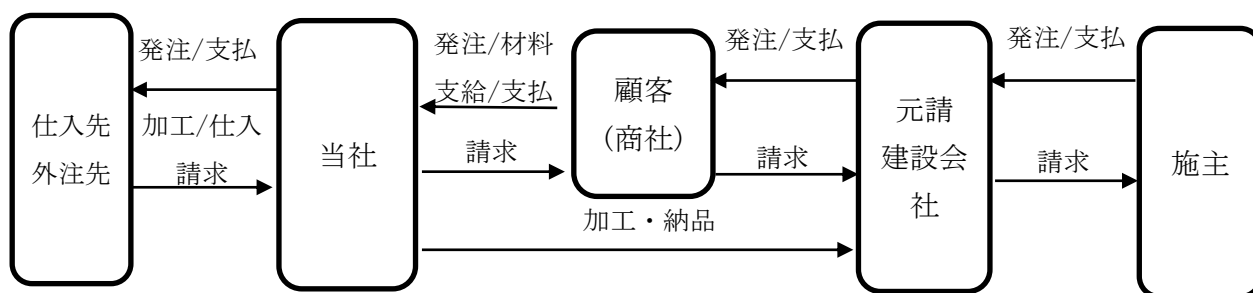
1. 鉄工事業

当社は高層ビル、大規模商業施設等、建築物の構造体である柱、梁、それらの付帯製品等の設計、製作を手掛けており、国土交通大臣によるHグレード鉄骨製作認定工場を擁しております。首都圏を中心とする関東一円を営業エリアとしており、近年は難易度の高い100mを超える超高層建築物にも対応しております。当事業年度における鉄工事業に係る売上高は2,613,352千円であり、売上高の95.5%を占めております。



上越市内に4拠点を構えて事業を行っており、月産1,800t超の加工能力を有しております。

(事業系統図)



当社の鉄工事業における主な販売先は商社であり、その先に元請けとなる建設会社、さらに建設会社に発注する施主がエンドユーザーとなっております。当社は仕入先から鋼材等の原材料を仕入れ、当社工場及び外注先工場において加工し、柱、梁などの製品を製造します。製品の納入先は、販売先である商社等から指定された建設現場であり、元請けとなる建設会社に直接納入しております。

(1) 本社工場

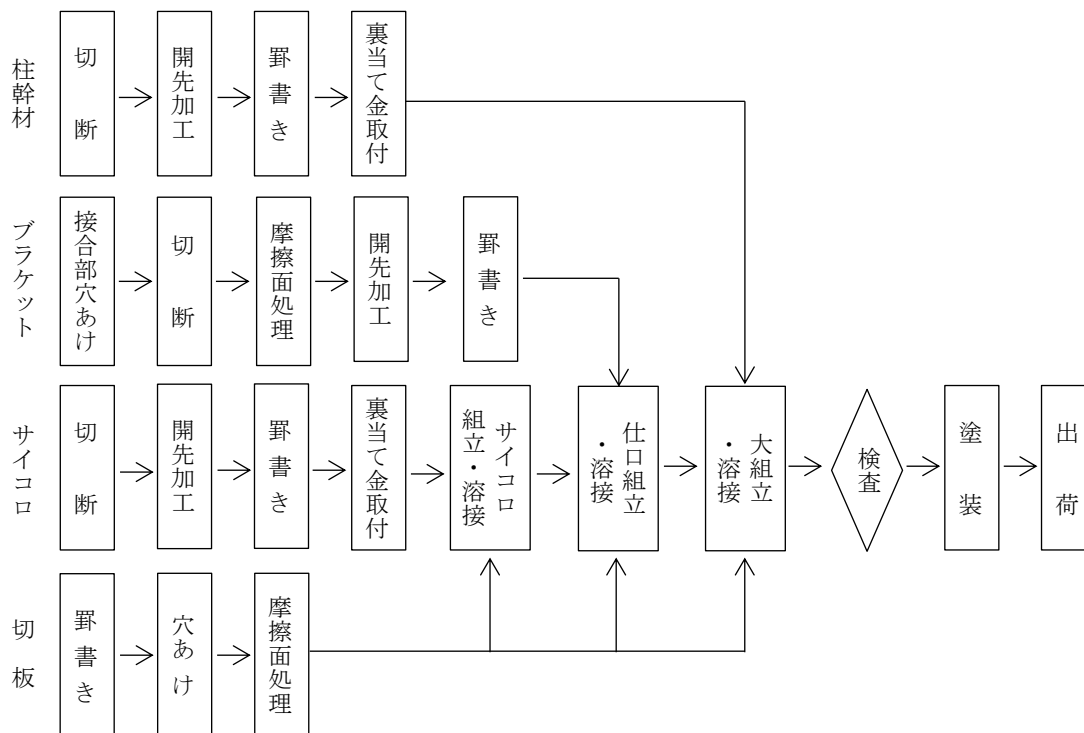
加工能力500t/月。柱の製作を主に行っています。15t、1.0m×1.0mの柱を溶接できるロボットを2基、仕口を溶接するロボットを5基設置しております。作業員は主に組み立て作業に従事し、溶接作業の90%はロボットが行っております。柱大組立溶接ロボットシステムを2基、多層盛溶接ロボットを5基設置しております。柱大組立溶接ロボットは、15tまでの重量物に対応。S造コラム柱、丸パイプ柱、SRC柱、ボックス柱、及び、サイコロの連結にも対応しております。多層盛溶接ロボットは、溶接姿勢は下向き、横向き、立向き、隅肉等が可能。当社では、仕口の開先溶接【完全溶け込み溶接（突合せ溶接）】に使用しております。

外部製品置き場は3,700㎡、10t橋形クレーン2基を設置しており、製品を平置きで約2,500t置くことができます。

【柱溶接ロボット】



➤ 本社工場の作業工程は以下の通りです。



用語説明

橋形クレーン…天井クレーンの両端に脚を設け、地上に設置したレール上を走行するもので、当社は、10tの橋形クレーンを本社工場2基、三和工場に1基設置しております。

サイコロ…柱と柱をつなぐ主要な部位を指します。別称コアともいいます。

仕口…サイコロに柱と梁とをつなぐためにブラケットと称する梁と同型のものを取り付けたものです。

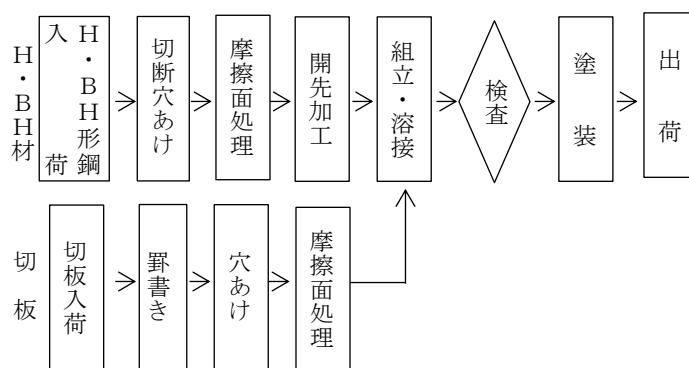
開先加工(開先加工機)…開先とは、接合する2つの部材間に設ける「溝」のことであり、その溝を加工する機械を開先加工機といいます。

罫書き…製品の表面に加工基準となる線や穴位置などを描く作業のことです。

(2) 安塚工場

加工能力1,000t/月。一次加工製品の製作(鋼材の切断・穴あけ、ブラスト処理、開先加工等)と梁の製作を主に行っています。1.3m幅のH鋼を穴あけ・切断できるドリルマシン、バンドソーを1ライン。1.0m幅の同様のラインを1ライン備えています。ショットブラスト、開先加工までの一次加工を一貫して行くと共に梁の製作を行っています。場内・外製品ヤードは1,100㎡、製品を平置きで800t置くことができます。

【ドリルマシン】



用語説明

鋼材の穴あけ(ドリルマシン)…ドリルを使用し鋼材に穴をあける。

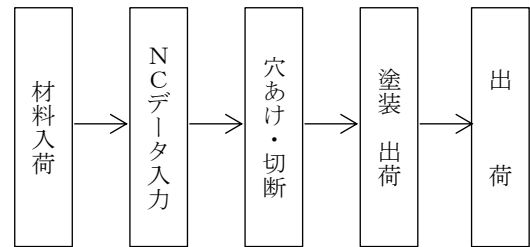
鋼材の切断(バンドソー)…帯状にした鋸刃を回転させて鋼材を切断する。

ブラスト処理(ショットブラスト)…摩擦面処理のこと、

(3) 三和工場

加工能力300t/月。柱、梁に付属する部品、並びに付帯する金物製品及び独立する金物製品の一次加工品の製作(鋼材の切断・穴あけ、ブラスト処理、開先加工等)並びに、完成品の製作を主に行っています。ビームワーカー、複合機、ショットブラストを設置し、H鋼では300*150以下の加工が可能です。また、小物加工に必須で、10cm角からの開先加工ができる設備を備えております。また、10t橋形クレーンを1基設置し、外部製品ヤードは1,930㎡、製品を平置きで1,200t置くことが可能です。

【三和工場内観】



用語説明

複合機…ドリルマシンと丸鋸が一体化した設備

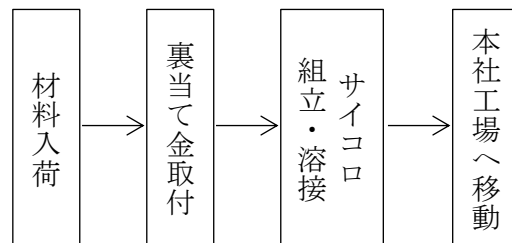
ビームワーカー…ポンチング（穴あけ機）と切断機が一体化した設備

複数の機能を一体化することにより、製造ラインの短縮化を通じて、要求精度の向上、短納期対応などが図られています。

（４）上吉野工場

柱の主要部品であるサイコロを溶接する鉄骨コア(サイコロ)連結溶接ロボットシステムを２基設置しております。

【連結溶接ロボットシステム】



用語説明

鉄骨コア(サイコロ)連結溶接ロボットシステム…柱の主要部品であるサイコロを複数連結して同時に溶接できるロボットシステム。

それぞれの拠点は、独立せず、全て本社からの指示のもとで一体として機能しております。

穴あけ、切断、野書きまでの一連の業務は数値制御（【 NC 】 Numerical Control）で管理され、人間が機械を操作して加工するのに比べ、精度や作業時間のムラがありません。一連の加工手順を登録して自動的に実行すること

ができ、省力化や自動化が進み、生産性の向上に貢献しております。

三和工場で行っている、柱、梁に付属する部品、並びに付帯する金物製品及び独立する金物製品の製作ですが、多くのHグレード工場は自社で製作せずに、外注に依存することが多い分野です。当社は内製化することによって、品質精度の維持、納期を厳守しております。

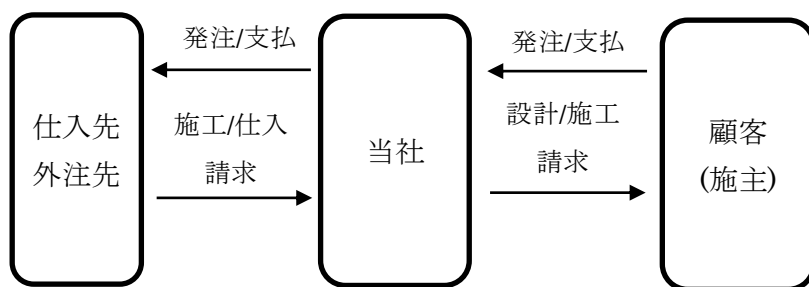
2. 建設事業

当社は、総合建設業者として建築工事を主たる業務に据え、学校等の公共施設、工場、商業施設、福祉介護施設等様々な工事に携わっております。民間工事は、設計施工、特命案件を基本として、従来からの顧客の建屋等に係る営繕工事、新增改築を中心に現状を維持する形で業務を遂行しております。また、鉄工事業の業務を自ら行うことが出来る総合建設業者です。当事業年度における建設事業に係る売上高は123,283千円であり、売上高の4.5%を占めております。



【木造建築（雪中貯蔵施設）】

（事業系統図）



4 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

2022年2月20日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
73 [－]	37.9	10.1	3,499

- (注) 1. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
2. 平均年間給与には、臨時従業員の給与は含まれておりません。
3. 当社は鉄工建設事業の単一セグメントのため、セグメント別の記載は省略しております。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第3 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

当事業年度は、前年度末(2021年1月)に被った雪害による2か月近くに及ぶ生産活動の停滞、そのことによる製品納入の遅延、復旧活動等、極めて厳しい環境下でのスタートとなりました。

世界的な経済活動に目を向けると、新型コロナウイルス感染拡大が収まる気配を見せず消費行動が抑制されていること、不安定な国際政治に起因する、経済活動の一層の不透明感も加わり、原材料費の高騰、国際的なサプライチェーンへの過度な依存、国内の経済活動低迷からくる、メーカーの原材料生産供給の縮小等による納入遅延、不足、そのことによる工事の遅延、一時中止等、正に予断を許さない、常に経営に与える重大なリスクの発生に不安を抱えながらの1年となりました。

しかし、こうした状況下にありましたが、従前より受注していた物件がほぼ計画通りに進行することが出来たことにより、売上高は2,736,635千円(前年同期比34.2%増加)、営業利益は263,660千円(前年同期比47.9%増加)、経常利益は260,292千円(前年同期比39.7%増加)、当期純利益は238,343千円(前年同期比128.8%増加)となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当事業年度末における現金及び現金同等物(以下「資金」といいます。)の残高は336,685千円(前期末比16,007千円増)となりました。各キャッシュ・フローの状況と主な要因は以下のとおりです。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果獲得した資金は338,832千円となりました。これは主に、税引前当期純利益352,182千円の計上等によるものです。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果使用した資金は216,075千円となりました。これは主に、定期預金の預入による支出87,802千円、有形固定資産の取得による支出165,123千円等によるものです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果使用した資金は106,750千円となりました。これは主に、長期借入金の返済による支出126,750千円等によるものです。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当事業年度における生産実績を示すと、次のとおりであります。

事業部門の名称	生産高(千円)	前年同期比(%)
鉄工建設事業	2,170,558	128.8
合計	2,170,558	128.8

(注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 仕入実績

当事業年度における仕入実績を示すと、次のとおりであります。

事業部門の名称	仕入高(千円)	前年同期比(%)
鉄工建設事業	1,497,834	121.3
合計	1,497,834	121.3

(注) 1. 金額は、仕入価格によっております。
2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(3) 受注実績

当事業年度における受注実績を示すと、次のとおりであります。

事業部門の名称	受注高(千円)	前年同期比(%)
鉄工建設事業	942,109	22.4
合計	942,109	22.4

(注) 1. 金額は、販売価格によっております。
2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(4) 受注残高実績

当事業年度における受注残高実績を示すと、次のとおりであります。

事業部門の名称	受注高(千円)	前年同期比(%)
鉄工建設事業	1,500,297	41.6
合計	1,500,297	41.6

(注) 1. 金額は、販売価格によっております。
2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(5) 販売実績

当事業年度における販売実績を示すと、次のとおりであります。

事業部門の名称	販売高(千円)	前年同期比(%)
鉄工建設事業	2,736,635	134.2
合計	2,736,635	134.2

- (注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
2. 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は、次のとおりであります。

相手先	前事業年度 自 2020年2月21日 至 2021年2月20日		当事業年度 自 2021年2月21日 至 2022年2月20日	
	販売高(千円)	割合(%)	販売高(千円)	割合(%)
株式会社カナックス	58,120	2.8	1,107,607	40.5
カメイ株式会社	743,227	36.4	875,462	32.0
東和通商株式会社	846,459	41.5	617,751	22.6

- (注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3 【対処すべき課題】

1. 会社の経営方針

当社では、急速に変わる時代の価値観の変化、状況に柔軟に対応すべく、『固定観念にとらわれない 柔軟な思考 奇抜な発想 行動は大胆に』という経営理念の下、『経営方針』は以下の通りです。

- (1) 『お客様の立場で考える』
- (2) 『利己ではない 利他に生きる』
- (3) 『挑戦し続ける気持ちを忘れない』

2. 目標とする経営指標

当社は、企業価値の向上と、永続的な成長を続けることを目標に収益性、生産性を重要な経営上の指標と捉えております。売上高よりも営業利益率を重要視します。

企業としての体力を測る指標として、純資産利益率、総資産利益率を注視しています。

3. 経営環境及び対処すべき課題等

当事業年度における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症の拡大により、経済活動が停滞し、個人消費は大幅に落ち込みました。

また、世界経済は混迷を深めています。米中、米ロの覇権競争だけでなく、国際社会は、多様化、複雑化しております。1+1=2という答えが見つからない世界です。ブロック経済化するのかという懸念も払拭できません。先行きは極めて不透明な状況が続いていくことと思われます。

こうした状況のなか、企業の選別が進んでいくものと思われます。当社の属する建設業界では、材料費の値上がりが急激に進み、ゼネコンからは値下げ圧力が増してきております。このことは、経営環境を悪化させる最大要因となっております。

ただ、都心部の再開発、流通基地、倉庫等の建設需要は2022年度以降も衰えることなく出てくる見込みです。環境の変化に耐えられるだけの体制を整えることが喫緊の課題です。

2023年5月までの加工案件を受注内定しております。それ以降の具体的な案件の話も頂いており、計画的に事業計画を練ることができている状況です。

(1) 生産性、利益率の向上のための工場新設について

前年度より着手しておりました、新三和工場建設工事の1期工事が4月初旬に完成致します。引き続き、6月完成を目途に2期工事を進めてまいります。この工場は、現在安塚工場で行っている梁の製作を移管して新たにスタートさせるものです。安塚工場は、切断穴あけの1次加工場としての機能と軽量鋼加工の組み立て工場としての機能に特化致します。

このことにより、1次製品の横持作業はあるものの、総合的には、余裕を持った製作が行えるようになり、生産性の一段の向上に寄与するものと期待しております。また、安塚工場の1次加工ラインの更新工事に着手しております。現在、メーカーとともにレイアウトの変更、自動化の推進機械の選定を進めております。世界的な半導体の供給不足により、年内の完成はおぼつかない状況ですが、1日も早い稼働に向けて協議を重ねているところです。本社工場に於いては、大型化する製品に対応するために、5tクレーンを2基増設いたします。こちらは、7月頃に完了させる予定です。

(2) 人材の確保・育成について

2022年3月、新入社員として高校卒業者を10名迎え入れました。配属先は、設計・積算部3名、業務管理部2名、品質管理部2名、生産管理部3名です。

また、事業の成長に伴い顧客層も変わってまいりました。従来に比して技術的、品質的要求事項が高度化していく中で、専門知識を習得した人材の採用が絶対必要条件であるとの認識に立ちました。それ故、今後は、専門教育を受けた新規卒者の採用、人材紹介業者とも連携しながら、Uターン、Iターン等の中途採用にも注力してまいります。

社員教育については、外部の教材を使用して、新卒者の入社時新人研修からテーマごとにカリキュラムを組み、年度計画を策定して進めていく予定です。

(3) 内部管理体制の強化について

当社は、企業価値の向上と、永続的な成長を続けることを目標に掲げております。そのためには、リスク管理や、業務における管理が正常に機能することが益々重要となってまいります。全社的にコーポレート・ガバナンスの理解、周知を進め、機能強化を図ってまいります。

(4) 事業資金の確保について

当社は、企業価値の向上と、永続的な成長を続けていくために、工場の拡大、設備導入等にこれからも積極的に投資してまいります。これまでは、金融機関からの調達が主なものでした。これからは、当社株式の上場に伴いその手段を多様化することで、より安定した財務体質の強化を図ってまいります。

4 【事業等のリスク】

当社の事業及び業績に重要な影響を与える可能性がある事項を記載しております。また、必ずしもそのようなリスク要因に該当しない事項につきましても、重要であると考えられる事項につきましては、積極的な情報開示の観点から以下に示しております。当社は、これらのリスク発生の可能性を十分に認識したうえで、その発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針であります。本書の利用にあたりましては、本項の記載事項をご精読いただき、十分にご理解いただきたくお願い申し上げます。

なお、文中の将来に関する事項は、当発行情報公表日現在において当社が判断したものであり、将来において発生の可能性があるすべてのリスクを網羅するものではありません。

（１）法的規制について

当社の鉄工建設事業を行うにあたり、各種法令による規制を受けております。当社では、建設業法に基づく特定建設業の許可、および建築士法に基づく一級建築士事務所登録を受けております。

建設業の許可に関しては、現在のところ建設業法第8条（同法第17条（準用規定））に規定される許可要件の欠格事由に該当する事項はありませんが、将来何らかの理由により、当該許認可が取り消され、又は、更新が認められない場合、もしくは、これらの法律等の改廃又は新たな法的規制が今後制定された場合には、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。また、当社の事業活動において違反行為が生じた場合には、営業の停止又は許可の取消しという行政処分が下される恐れがあり、万一、当該基準に抵触するようなことがあれば、事業活動に重大な影響を及ぼす可能性があります。

また、当社が建設事業を行うためには、一級建築士事務所登録が必要となり、現在1名が登録をしております。一級建築士事務所登録については、建築士法第26条に該当した場合、一定期間の業務停止命令、または登録を取り消される可能性があります。

なお、本発行情報公表日現在における当社の許認可登録は、以下のとおりです。

許認可登録名	許可を受けた建設業	許可番号	有効期限
特定建設業許可	建築工事業・鋼構造物工事業・ 大工工事業・石工事業・ 屋根工事業・とび、土工工事業・解体工事業	新潟県知事許可 (特-2)第10683号	自 2020年12月13日 至 2025年12月12日
一級建築士事務所	—	新潟県知事(へ)第3168号	自 2020年11月10日 至 2025年11月9日

（２）新型コロナウイルス感染症拡大の影響について

当社が属する鉄工業界は景気変動の影響を受けやすい業界です。新型コロナウイルス感染拡大による経済活動の低迷が進むなか、エンドユーザーである施主の投資意欲が減退し、建設計画の規模縮小や中止・延期等により、案件の規模や数の減少が予想されます。対応策としては、これまでと同様、複数の顧客とのパイプを生かしながら、安定した受注活動を継続するとともに、製作工期の重複する複数案件を受注し、一つの物件が不測の事態に至っても他の物件でカバーできるような状況を維持することに注力してまいりますが、想定を上回る需要の減少があれば、売上低迷により、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。また、当社内で感染が拡大した場合は、生産活動が停止する等の著しい生産性の低下が予想され

ます。そして、それを起因とする、納期遅延による損害補償リスク、流言飛語による信用失墜リスク等が懸念されます。そのような事態に至らないように、日頃から定められたルールに基づく対策を周知徹底してまいります。

（３）競合他社との受注競争の激化について

当社は、首都圏を中心とする関東一円を営業エリアとして活動しておりますが、地方経済が疲弊し、コロナ禍の影響でさらに厳しさを増す中で、需要が東京などの大都市圏にさらに集中し、これまで以上に当該地域における全国の競合他社との受注競争が激しくなることが予想されます。対応策としては、これまでと同様に、複数の顧客とのパイプを生かしながら、柔軟な意思決定のスピード、製品の品質と信用力で当社と同規模の競合他社と差別化できる案件の受注活動を積極的に進めてまいります。しかしながら競争激化による仕事量の減少、採算割れ物件などの増加があれば、利益率の減少などにより、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

（４）事業環境について

当社で製作される製品は、オフィスビル、マンション、工場、病院、商業施設、公共施設等に使用されております。官民比率は 10:90 と圧倒的に民間案件のウェートが高くなっております。故に、民間の設備投資に係る建設投資動向は当社の経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

（５）案件の大型化及びそれに起因する特定の取引先への依存度について

当社の鉄工事業においては、高層ビルや大規模商業施設等の建築物に係る受託案件が多く、１件ごとの案件の大型化が見られます。その結果として、受注活動は順調に推移しているものの、引き渡しの多寡によっては特定の決算期における売上計上額が変動する傾向にあります。また、同様の理由から、特定の取引先への依存度が高まる傾向にあります。当社では主に鉄鋼商社への販売を行っており、それぞれの販売先への依存度は「２【生産、受注及び販売の状況】（５）販売実績」に記載の通りであります。

当社では、主要販売先との良好な取引関係を維持するとともに、新たな販売先の開拓等によって特定の販売先への過度な依存を回避するよう努めております。しかしながら、何らかの要因によって主要取引先との取引が停止された場合、取引高が減少した場合には、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

（６）品質管理について

当社は、製品の品質管理については、社内の品質管理に関する各種規程やマニュアルの遵守、品質管理部による日常的な製品の品質チェック、品質管理委員会に於ける定期的な改善、啓蒙活動などにより、品質管理を徹底しておりますが、施工ミス等が見過ごされて顧客の求める品質に至らない製品が現場へ納入された場合は、作り直しの要求、補修等の費用負担が求められる可能性があります。その際は、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼすだけでなく、信用失墜により今後の営業活動にも影響を及ぼす可能性があります。

（７）工事遅延等に起因する訴訟について

当社では、生産管理について工程管理等に関する各種規程やマニュアルの遵守、各部署、各工場からの日

報による日々の報告、週間工程表による進捗状況報告等によって管理しております。しかし、材料入荷の遅れ、作業員の一時的な不足、製造過程での重大な瑕疵等により、納期が間に合わなくなるリスクがあり、そのことに起因する訴訟やその他の請求が発生する可能性があります。また、工事遅延の他、施工ミスや当社製品の品質に起因する事故、搬送途中における事故などが発生した場合などにも、訴訟やその他の請求が発生する可能性があります、その際には当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(8) 完成工事未収金等の債権回収リスクについて

当社の鉄工事業においては、案件の大型化に伴い、一取引における請負金額が多額の場合が多くなっております。当社の販売先は主に商社であり、契約に際しては、販売先の信用状況を十分に留意するとともに、早期回収を旨としております。しかしながら、工事代金の回収の前に取引先が信用不安に陥った場合、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(9) 新技術の実用性について

今までに経験のない新しい技術の実用化に際し、一定の実績を積み上げるまでに時間が掛かります。

また、実用化の過程で問題点の顕在化、その他の不測の事態により思わぬ損害が発生した場合、当社の財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

(10) 在庫等の状況について

当社の鉄工建設事業は基本的にすべて受注生産であるため、製品在庫リスクは軽微なものと認識しております。しかし、当社要因によらない設計図面の決定の遅れや度重なる変更等による製品の顧客への引き渡し時期の大幅な遅れ等が発生した場合など、実際の生産状況が計画から乖離し、一時的に半製品や原材料などの在庫が増加する場合があります。対応策としては、工場へ入荷する原材料の量の調整、入荷時期の細分化等により在庫リスクの低減を図っておりますが、当社努力により回避できないほどの生産状況と計画の乖離により、売上入金よりも支払が大幅に先行するような場合は、財務的な負担が増え、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(11) 原材料等の価格変動について

為替レートの変動や著しい経済状況の変動により、当社製品の主要原材料である鋼材費の価格が一気に高騰する可能性は常に潜在的に存在します。2022 年 1 月現在、原材料費は上がり基調、納期は 1 年超の材料もあります。2023 年度後半には、落ち着くような情報もありますが、予断は許せません。

幸い当社は、商社鉄骨をメインの販売先としているため、主たる原材料は有償支給が大半を占めており、予期しない値上がり分を直接被るリスクは少ないと言えますが、材料費の値上がりが当社の利益の源泉である、『加工費』に直接影響を与えます。しかし、当社の売上原価低減努力の範囲を超えた原材料等の高騰が発生する場合は、利益率の低下により、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(12) 自然災害について

2021 年 1 月。当地では 35 年ぶりの豪雪に見舞われました。

当社は、建屋が 1 棟倒壊するなど甚大な被害を被りました。製品が建屋と雪に埋もれ、製品は作り直しを

しなければならぬものも多数発生し、結果的に現場の建て方工程を遅らせてしまうことになりました。自然災害ということで、理解を賜り、経済的な被害はなかったものの、顧客の計画に影響を与えてしまいました。当社の事業活動拠点においては、地震や大雪、河川の氾濫、近隣地域の大規模火災等の自然災害が発生する可能性があります、特に雪に対する対応をしっかりと再認識する必要があります。対策としては、再度、降雪情報の定期的なチェック、降雪量による除雪、雪下ろし、排雪の判断、気候変動を見据えた早期納品や仕入時期のコントロール、避難訓練等のマニュアル化、教育・訓練を周知してまいります。しかし、想定を超えた急激な気候変動等により対策が取れない場合には、やはり生産活動の停止、納期遅れ等が発生し、信用低下や売上低迷に繋がり、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(13) 労働災害について

当社で作られる製品は各種建築物の柱や梁などの鉄骨となるものであり、とても大きく、重量物です。工場製作、運搬、現場施工の各工程では危険作業があり、労働災害発生可能性があります。社内では、毎月安全・衛生委員会により、全社的な安全教育・訓練を実施しております。又、年度初めに全社員から募集する「安全・衛生目標」、「安全スローガン」の中から当該年度のものを選定し、全事業所に掲示、安全に対する意識づけ、動機付け等の啓蒙活動を行っています。しかし、万が一、従業員が重大な労災事故を起こした場合は、事故等による人身損害だけでなく、信用失墜等の経営に直結するリスクが高くなるため、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(14) 情報管理について

当社の事業活動に於いて、顧客情報に接する機会があります。また、営業上・技術上の機密情報を共有しております。これらの各種情報の取り扱い、管理には、『情報システム管理規程』、『機密情報及び知的財産管理規程』に基づき、細心の注意を払っておりますが、万が一情報漏洩等の事故に遭遇した時は当社の信用を著しく損ねることになり、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(15) 資金調達について

当社は金融機関から比較的低金利で資金を調達しておりますが、業績の低迷等により返済が負担になる危険はあります。対応策として、適度な投資計画と、安定した受注活動を継続していくことにより、余裕を持った資金繰り計画の実践を進めておりますが、受注の減少による売上低迷等による資金繰り悪化などにより、返済が予定通りに進まない場合、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(16) 固定資産の減損について

当社は、工場建物、生産用の機械装置をはじめとする固定資産を保有しております。固定資産の財務諸表計上額については、当該資産から得られる将来のキャッシュ・フローの見積に基づく残存価額の回収可能性を定期的に評価しております。しかしながら、競合その他の理由により事業収益性が低下し、当該資産が十分なキャッシュ・フローを創出できないと判断される場合、固定資産の減損の認識が必要となり、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(17) 繰延税金資産の回収可能性の評価について

当社は、将来減算一時差異に対して、将来の課税所得を見積もった上で 回収可能性を判断し、繰延税金資産を計上しております。しかしながら、将来の課税所得が予測と異なり回収可能性の見直しが必要となった場合や税率の変更を含む税制の変更があった場合には、繰延税金資産の計算の見直しが必要となります。当社では回収可能性の評価にあたり、基準となる利益計画の実現可能性を慎重に検討し、合理的かつ保守的に見積もった課税所得についてのみ繰延税金資産を計上することとしておりますが、想定を超える税率や税制の変更等があり、繰延税金資産の取崩しが必要となった場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(18) 小規模組織について

当社は、比較的小規模な組織となっており、内部管理体制もそれに応じたものとなっております。当社は、今後の事業規模の拡大に応じて人員を増強し、内部管理体制の一層の充実を図っていく方針ですが、人員等の増強が予定通り進まなかった場合や既存の人員が大量に退職した場合等、規模に応じた十分な内部管理体制が構築できない可能性があり、場合によっては当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(19) 人材の確保・育成について

当社では人材が重要な経営資源と考えており、事業の拡大に向け優秀な人材の確保が重要な課題となっております。2022年3月、新入社員として高校卒業者を10名迎え入れました。配属先は、設計・積算部3名、業務管理部2名、品質管理部2名、生産管理部3名です。

また、事業の成長に伴い顧客層も変わってまいりました。

従来に比して技術的、品質的要求事項が高度化しており、専門知識を習得した人材の採用が喫緊の絶対必要条件であるとの認識に立ちました。それ故、今後は、専門教育を受けた新規卒業者の採用、人材紹介業者とも連携しながら、Uターン、Iターン等の中途採用にも注力してまいります。

社員教育については、外部の教材を使用して、新卒者の入社時新人研修からテーマごとにカリキュラムを組み、年度計画を策定して進めていく予定です。しかし、計画通りに採用活動が進まなかった場合においては、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(20) 支配株主について

当社は、代表取締役である佐藤明郎が99.97%を保有する株主となっております。同氏は安定株主として引き続き一定の議決権を保有し、その議決権行使に当たっては、株主共同の利益を追求するとともに、少数株主の利益にも配慮する方針を有しております。当社といたしましても、同氏は安定株主であると認識しておりますが、何らかの事情により、同氏の株式の多くが減少した場合には、当社株式の市場価格及び議決権行使の状況等に影響を及ぼす可能性があります。

(21) 担当 J-Adviser との契約の解除に関する事項について

特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第102条の定めにより、TOKYO PRO Market 上場企業は、東京証券取引所より認定を受けたいずれかの担当 J-Adviser と、株式上場の適格性審査および株式上場後の上場適格性を維持するための指導、助言、審査等の各種業務を委託する契約（以下、「J-Adviser 契

約」とします。)を締結する義務があります。本発行者情報公表日時点において、当社が J-Adviser 契約を締結しているのは株式会社日本M&Aセンター（以下、「同社」とします。）であり、同社との J-Adviser 契約において当社は、下記の義務の履行が求められております。下記の義務の履行を怠り、又は契約に違反した場合、相手方は、相当の期間(特段の事情のない限り 1 ヶ月)を定めてその義務の履行又は違反の是正を書面で催告し、その催告期間内にその義務の履行又は違反の是正がなされなかったときは、J-Adviser 契約を解除することができる旨の定めがあります。また、上記にかかわらず、当社及び同社は、両当事者による書面による合意又は相手方に対する 1 ヶ月前以上の書面による通知を行うことにより、いつでも J-Adviser 契約を解約することができる旨の定めがあります。当社が同社より上記の解除にかかる催告期間中において、下記の義務の履行又は違反の是正が果たせない場合、または同社に代わる担当 J-Adviser を確保できない場合は、当社普通株式の TOKYO PRO Market 上場廃止につながる可能性があります。

<J-Adviser 契約上の義務>

- ・ 特例に定める上場会社の義務を履行するとともに、同社が J-Adviser の義務を履行するために必要な協力を行うこと
- ・ 取締役会関係資料、株主総会関係資料、経営管理に関する各種資料、その他同社が必要とする資料等を遅滞なく提出すること
- ・ 必要に応じて特例及び特例施行規則の内容及びその解釈について、同社から指導及び助言を受け、当社はその指導及び助言に従って行動すること

また、当社において下記の事象が発生した場合には、同社からの催告無しで J-Adviser 契約を解除することができるものと定められております。

① 債務超過

当社がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、1 年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して 1 年を経過する日（当該 1 年を経過する日が当社の事業年度の末日に当たらないときは、当該 1 年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間をいう。以下、本号において同じ。また「2 年以内」も同様。）に債務超過の状態でなくならなかったとき。ただし、当社が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（以下、「産活法」という。）第 2 条第 25 項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産活法第 49 条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）、産業競争力強化法第 2 条第 16 項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産業競争力強化法第 52 条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該 1 年を経過した日から起算して 1 年以内に債務超過の状態でなくなることを計画している場合（同社が適当と認める場合に限る。）には、2 年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき。

なお、同社が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、当社が審査対象事業年度に係る決算（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社である場合には連結会計年度、連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度に係る決算とする。）の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号但し書に定める 1 年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画を含む。）を公表

している場合を対象とし、当社が提出する当該再建計画並びに次の（a）及び（b）に定める書面に基づき行うものとする。

（a）次のイからハまでに掲げる場合の区分に従い、当該イからハまでに定める書面

- イ 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合 当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面
- ロ 産競法第2条第16項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法第52条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）を行う場合 当該再建計画が、当該手続にしたがって成立したものであることを証する書面
- ハ 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合 当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

（b）規程第311条第1項第5号ただし書に規定する1年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

② 銀行取引の停止

当社が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった場合

③ 破産手続、再生手続又は更生手続

当社が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（当社が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他当社が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと同社が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

- a 当社が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合 当社から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日
- b 当社が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することの取締役会の決議を行った場合 当社から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると同社が認めた日）
- c 当社が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る。） 当社から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

④ 前号に該当することとなった場合においても、当社が次の a から c までに該当する再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

a 次の (a) 又は (b) に定める場合に従い、当該 (a) 又は (b) に定める事項に該当すること。

(a) 当社が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合 当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること

(b) 当社が前号 c に規定する合意を行った場合 当該再建計画が、前号 c に規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること

b 当該再建計画に次の (a) 及び (b) に掲げる事項が記載されていること。

(a) TOKYO PRO Market に上場する有価証券の全部を消却するものでないこと

(b) 前 a の (a) に規定する見込みがある旨及びその理由又は同 (b) に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容

c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと

⑤ 事業活動の停止

当社が事業活動を停止した場合（当社及びその連結子会社の事業活動が停止されたと同社が認めた場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他当社が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と同社が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

a 当社が、合併により解散する場合のうち、合併に際して当社の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の (a) 又は (b) に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の 3 日前（休業日を除外する。）の日

(a) TOKYO PRO Market の上場株券等

(b) 特例第 132 条の規定の適用を受け、速やかに TOKYO PRO Market に上場される見込みのある株券等

b 当社が、前 a に規定する合併以外の合併により解散する場合は、当社から当該合併に関する株主総会（普通出資者総会を含む。）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。）についての書面による報告を受けた日）

c 当社が、a 及び前 b に規定する事由以外の事由により解散する場合（本条第 3 号 b の規定の適用を受ける場合を除く。）は、当社から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日

⑥ 不適当な合併等

当社が非上場会社の吸収合併又はこれに類するもの（i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、i-2 非上場会社を子会社とする株式交付 ii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iii 非上場会社からの事業の譲受け、iv 会社分割による他の者への事業の承継、v 他の者への事業の譲渡、vi 非上場会社との業務上の提携、vii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、viii その他非上場会社の吸収合併又は i から vii までと同等の効果をもたらすと認められる行為）で定める行為（以下本号において「吸収合併等」という。）を行った場合に、当社が実質的な

存続会社でないと同社が認めた場合

⑦ 支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により当社の支配株主（当社の親会社又は当社の議決権の過半数を直接若しくは間接に保有する者）が異動した場合（当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合を含む）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると同社が認めるとき

⑧ 発行情報等の提出遅延

当社が提出の義務を有する特定証券情報、発行情報又は有価証券報告書等につき、特例及び法令に定める期間内に提出しなかった場合で、同社がその遅延理由が適切でないと判断した場合

⑨ 虚偽記載又は不適正意見等

次の a 又は b に該当する場合

a 当社が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると同社が認める場合

b 当社の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、上場会社の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。）が記載され、かつ、その影響が重大であると同社が認める場合

⑩ 法令違反及び上場契約違反等

当社が重大な法令違反又は特例に関する重大な違反を行った場合

⑪ 株式事務代行機関への委託

当社が株式事務を特例で定める株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合

⑫ 株式の譲渡制限

当社が TOKYO PRO Market に上場する株式の譲渡につき制限を行うこととした場合

⑬ 完全子会社化

当社が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合

⑭ 指定振替機関における取扱い

当社が発行する株券が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合

⑮ 株主の権利の不当な制限

当社が次の a から g までのいずれかに掲げる行為を行っている場合において、株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると同社が認めた場合その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると同社が認めた場合をいう。

a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策（以下「ライツプラン」という。）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く。）

b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入

c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決

議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である当社の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を当社以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が当社に対する買収の実現を困難にする方策であると同社が認めるときは、当社が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。）

- d TOKYO PRO Market に上場している株券について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定
- e TOKYO PRO Market に上場している株券より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等が TOKYO PRO Market に上場している株券より低い株式をいう。）の発行に係る決議又は決定
- f 議決権の比率が 300%を超える第三者割当に係る決議又は決定
- g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定

⑯ 全部取得

当社が TOKYO PRO Market に上場している株券に係る株式の全部を取得する場合

⑰ 反社会的勢力の関与

当社が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態が TOKYO PRO Market の市場に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと同社が認めるとき

⑱ その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、同社若しくは東証が上場廃止を適当と認めた場合

このほか、株主総会の特別決議を経て、当社が東京証券取引所へ「上場廃止申請書」を提出した場合にも上場廃止となります。なお、本発行者情報公表日時点において、J-Adviser 契約の解約につながる上記の事象は発生しておりません。

5 【経営上の重要な契約等】

主要な販売先との業務委託契約の締結

当社は、主要な販売先である下記販売先と基本契約書を締結しております。
その主な内容は下記のとおりであります。

販 売 先	契約書名	契約締結日	契約内容	契約期間
カメイ株式会社	工事下請基本契約書	2020年10月26日	請負工事を完成するため、建設工事下請基本契約約款を結ぶ	契約締結日から満1年とし、期間満了3ヶ月前までに異議の申し出がないときは、さらに1年延長
東和通商株式会社	工事請負基本契約書	2019年10月24日	工事請負に関し基本事項を定めるための基本契約	契約締結日より満1年とする。期間満了前1ヶ月前迄に双方より書面による変更または解約の申し入れがない場合は、以後1年ごと4年間自動更新
阪和興業株式会社	請負基本契約書	2019年4月25日	発注する資材・物品等の製造委託、加工委託及び工事請負に関する基本契約	契約成立の日の1年間とする、但し期間満了の3ヶ月前までに書面にて更新拒絶の意思表示がない場合、本契約は同一条件に更に1年間延長し、以後も同様とする

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この財務諸表の作成にあたりまして、経営者による会計上の見積りを必要とします。経営者はこれらの見積りについて過去の実績や現状等を総合的に勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。

(2) 財政状態の分析

(資産の部)

総資産は2,460,219千円（前期末比778,702千円増）となりました。流動資産につきましては、1,722,469千円（同600,122千円増）となりました。これは主に、電子記録債権が284,597千円増加、売掛金が207,335千円増加及びたな卸資産が97,159千円増加したこと等によるものです。固定資産につきましては、737,749千円（同178,580千円増）となりました。これは主に、新工場建設による土地の取得54,867千円増加並びに建設仮勘定104,576千円増加によるものです。

(負債の部)

総負債は1,711,586千円（同540,359千円増）となりました。流動負債につきましては、1,524,489千円（同632,434千円増）となりました。これは主に、買掛金が389,204千円及び前受金が131,666千円増加したことによるものです。固定負債につきましては、187,096千円（同92,075千円減）となりました。これは主に、長期借入金の減少92,008千円等によるものです。

(純資産の部)

純資産につきましては748,633千円（同238,343千円増）となりました。これは当期純利益238,343千円によるものです。

(3) 経営成績の分析

「1 【業績等の概要】 (1) 業績」をご参照ください。

(4) 経営成績に重要な影響を与える要因

「4 【事業等のリスク】」をご参照ください。

(5) キャッシュ・フローの状況の分析

「1 【業績等の概要】 (2) キャッシュ・フローの状況」をご参照ください。

第4 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当事業年度における設備投資等の総額は213,439千円であり、主に三和工場の増設に伴う土地や建築資材の購入によるものであります。

2 【主要な設備の状況】

当事業年度（自 2021年2月21日 至 2022年2月20日）当社における主要な設備は、次のとおりであります。

2022年2月20日現在

事業所名	所在地	設備の内容	帳簿価額(千円)					従業員数 (名)
			建物 及び構築物	機械装置 及び運搬具	器具及び備品	ソフト ウェア	合計	
本社	上越市 上名柄	本社機能	12,416	3,155	2,351	5,396	23,320	32
本社工場	上越市 上名柄	生産業務 施設	67,980	51,105	0	3,500	122,585	21
安塚工場	上越市 安塚区安塚	生産業務 施設	25,158	12,982	-	-	38,141	13
三和工場	上越市 三和区稲原	生産業務 施設	115,646	24,049	-	-	139,696	5
上吉野工場	上越市 上吉野	生産業務 施設	6,129	464	-	-	6,594	2
合 計			227,332	91,756	2,351	8,896	330,338	73

(注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

3 【設備の新設、除却等の計画】

2022年2月20日現在における重要な設備の新設、改修計画は次のとおりであります。

(1) 重要な設備の新設等

事業所名	設備の内容	投資予定額		資金調達方法	着工年月	竣工予定 年月	完成後の 増加能力
		総額 (千円)	既支払額 (千円)				
本社工場	5tクレーン 2基増設	10,000	0	自己資金	2022. 8月	2022. 10月	(注2)
	板厚70mm対応溶接ロ ボット導入	8,000	0			2022. 9月	
安塚工場	1次加工ライン ドリルマシン、 バンドソーの更新	100,000	0	自己資金	2022. 11月	2022. 11月	(注2)
三和工場	梁加工場新設	200,000	157,921	自己資金	2021. 9月	2022. 4月	(注2)
	製品ヤード設置	28,000	0		2022. 5月	2022. 6月	
	発電機搭載自走式台車 3台導入	12,000	0		2022. 4月	2022. 5月	

(注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2. 完成後の増加能力については、合理的な算定が困難であるため、記載を省略しております。

2021年9月より着手しておりました、新三和工場建設工事の1期工事が2022年4月初旬に完成致します。
 (100m×17m=1,700㎡の梁加工場)引き続き、6月完成を目途に、2期工事(製品ヤード 100m×17mの片門型クレーンの設置)を進めてまいります。この工場は、現在安塚工場で行っている梁の製作を移管して新たにスタートさせるものです。安塚工場は、切断穴あけの1次加工場と、金物の製作に特化致します。このことにより、1次製品の横持作業はあるものの、総合的には、余裕を持った製作が行えるようになり、生産性の一段の向上に寄与するものと期待しております。また、安塚工場の1次加工ラインの更新工事に着手しております。現在、メーカーとともにレイアウトの変更、自動化の推進機械の選定を進めております。世界的な半導体の供給不足により、年内の完成はおぼつかない状況ですが、1日も早い稼働に向けて協議を重ねているところです。本社工場に於いては、大型化する製品に対応するために、5tクレーンを2基増設いたします。こちらは、7月頃に完了させる予定です。

機 能	移転前		移転後
小梁加工	安塚	→	三和
仕口組・溶接	本社仕口組・溶接エリア	→	本社軽量鋼加工エリア
軽量鋼加工	本社軽量鋼加工エリア	→	安塚
柱組	本社柱組エリア	→	本社仕口組・溶接エリア

(注) 現在の名称で表示しています。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第5 【発行者の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	事業年度末現在発行数(2022年2月20日)(株)	公表日現在発行数(2022年5月20日)(株)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	1,500,000	1,124,000	376,000	376,000	東京証券取引所(TOKYO PRO Market)	単元株式数100株
計	1,500,000	1,124,000	376,000	376,000	—	—

- (注) 1. 2021年4月16日開催の取締役会決議により、2021年5月19日付で普通株式1株を100株に分割しております。これにより、発行済株式総数は372,240株増加し、376,000株となっております。
2. 2021年5月18日開催の株主総会決議により、定款変更が行われ、2021年5月18日付けで発行可能株式総数は6,600株減少し、15,000株となっております。
3. 2021年4月16日開催の取締役会で決議された株式分割に伴い、会社法第184条第2項の規定に基づき、2021年5月19日付けをもって発行可能株式総数は1,485,000株増加し、1,500,000株となっております。
4. 2021年5月18日開催の株主総会決議により、定款変更が行われ、2021年5月19日付で1単元を100株とする単元株制度を導入しております。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
2021年5月19日(注1)	372,240	376,000	—	100,000	—	—

(注) 1. 株式分割(1:100)によるものであります。

(6) 【所有者別状況】

2022年2月20日現在

2022年2月20日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)							単元未満株式の状況(株)	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	—	—	1	—	—	1	2	—
所有株式数(単元)	—	—	—	1	—	—	3,759	3,760	—
所有株式数の割合(%)	—	—	—	0.03	—	—	99.97	100.00	—

(注) 2021年4月16日開催の取締役会決議により、2021年5月19日付で普通株式1株を100株に分割しております。

また、2021年5月18日開催の株主総会決議により、定款変更が行われ、2021年5月19日付で1単元を100株とする単元株制度を導入しております。

(7) 【大株主の状況】

2022年2月20日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	株式総数に対する所有株式数の割合(%)
佐藤 明郎 (注) 1、2	新潟県上越市	375,900	99.97
カメイ株式会社	宮城県仙台市青葉区国分町三丁目1番18号	100	0.03
計	—	376,000	100.00

(注) 1. 特別利害関係者等 (当社の大株主上位10名)

2. 特別利害関係者等 (当社の取締役)

(8) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2022年2月20日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 376,000	3,760	—
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	普通株式 376,000	—	—
総株主の議決権	—	3,760	—

(注) 2021年4月16日開催の取締役会決議により、2021年5月19日付で普通株式1株を100株に分割しており、上記所有株式数は株式分割後の所有株式数で記載しております。

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

(9) 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3 【配当政策】

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営上の重要課題の一つとして位置づけており、業績の状況、取り巻く環境及び中長期を展望した財務体質を勘案し、継続的かつ安定的に実施することを基本方針としております。

当社の剰余金の配当は、期末配当による年1回を基本方針としております。配当の決定機関は、株主総会であります。なお、当社は会社法第454条第5項の規定に基づき、取締役会の決議により中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

今後の配当につきましては、財務状態、経営成績及び今後の事業計画を勘案し内部留保とバランスを図りながら、その実施を検討する所存であります。

当事業年度の配当につきましては、上記方針に基づき1株につき50円の配当を実施することを定時株主総会にて決議致しました。この結果当事業年度の配当性向は7.9%となりました。

(注) 基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)
2022年5月18日定時株主総会決議	18,800	50.00

4 【株価の推移】

(1) 【最近3年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第46期	第47期	第48期
決算年月	2020年2月	2021年2月	2022年2月
最高(円)	-	-	1,160
最低(円)	-	-	1,160

(注) 1. 最高・最低株価は、東京証券取引所TOKYO PRO Marketにおける取引価格であります。

2. 当社株式は、2021年10月14日から東京証券取引所TOKYO PRO Marketに上場しております。それ以前については、該当事項はありません。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	2021年9月	10月	11月	12月	2022年1月	2月
最高(円)	-	1,160	-	-	-	-
最低(円)	-	1,160	-	-	-	-

(注) 1. 最高・最低株価は、東京証券取引所TOKYO PRO Marketにおける取引価格であります。

2. 2021年9月、2021年11月から2022年2月までにおいては売買実績がありません。

5 【役員の状況】

男性 3名 女性 2名 （役員のうち女性の比率40％）

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	報酬	所有株式数(株)
代表取締役	社長	佐藤 明郎	1964年11月 7 日	1988年 4 月 1995年 3 月 2007年 4 月	当社 入社 当社 専務取締役就任 当社 代表取締役就任 (現任)	(注) 2	(注) 4	375,900
取締役	生産管理部長 兼 品質管理部長	吉川 浩	1967年 7 月14日	1986年 4 月 2000年 4 月 2011年 2 月	北越鉄構株式会社 入社 当社 入社 当社 取締役就任 (現任)	(注) 2	(注) 4	—
取締役	総務部長	大野 智美	1976年 1 月13日	1995年 4 月 2014年 6 月 2020年 4 月	相村建設株式会社 入社 当社 入社 当社 取締役就任 (現任)	(注) 2	(注) 4	—
取締役	業務管理部長	池田 亜由美	1983年 3 月24日	2001年 3 月 2007年 4 月 2009年 1 月 2012年 1 月 2020年 4 月	株式会社コマスヤアルテック 入社 緑物産株式会社 入社 神田耳鼻咽喉科 入社 当社 入社 当社 取締役就任 (現任)	(注) 2	(注) 4	—
監査役	—	葭原 彰	1962年12月16日	1981年 4 月 2005年 3 月 2020年 4 月	関東信越国税局 入局 税理士登録 当社 監査役就任 (現任)	(注) 3	(注) 4	—
計								375,900

(注)

1. 監査役葭原彰氏は、会社法第2条第16項に定める社外監査役であります。
2. 取締役の任期は、2023年2月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
3. 監査役の任期は、2025年2月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
4. 2022年2月期における役員報酬の総額は、77,265千円を支給しております。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、コーポレート・ガバナンスを経営の重要課題と位置づけ、経営の効率化、執行機能の強化、コンプライアンス体制の充実を図るべく各種施策に取り組んでおります。現在の株主総会、取締役会、会計監査等の機能強化の整備を行いつつ、迅速かつ正確な情報開示を実施し、株主をはじめとするステークホルダーへの経営の透明性を確保しながら、コーポレート・ガバナンスの充実に取り組んでまいります。

② 会社の機関の内容およびコーポレート・ガバナンス体制について

1) 取締役・取締役会

当社の取締役会は、4名の取締役で構成されております。取締役会は、経営の最高意思決定機関として、迅速かつ的確で合理的な意思決定を行うとともに、経営の妥当性、効率性及び公正性等について適宜検討し、法令、定款及び社内諸規程で定めた事項、並びに重要な業務に関する事項の決議を行うほか、取締役間で相互に職務の執行を監督しております。毎月1回定時取締役会を開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。

取締役会は、法令または定款に規定された事項、株主総会の決議により委任された事項、その他の経営上の重要な事項を決定し、それ以外の業務執行の意思決定に関しては、社内規程により代表取締役及び各担当取締役に委任しております。代表取締役及び担当取締役は、委任された事項に関する意思決定の結果及び執行状況について、取締役会へ報告しております。

2) 監査役

当社は監査役制度を採用しており、1名で構成されています。監査役は、取締役会その他の重要な会議に出席して適宜必要な意見を述べるとともに、取締役の職務執行を監査しております。社外監査役の葭原彰と当社には人的、資金的関係その他特別の利害関係はありません。

3) 内部監査

当社は会社組織・制度及び業務が経営方針及び社内規程等を遵守し、適切に遂行されているかを検証・評価し助言することにより業務改善を推進するため、代表取締役の指示により内部監査室が各部門の内部監査を実施しております。監査を実施するにあたっては監査役と情報交換を随時行い、連携しながら効果的・効率的な監査となるよう留意しております。

4) 会計監査

当社はOAG監査法人と監査契約を締結し、独立した立場から「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき監査を受けております。なお2022年2月期において監査を執行した公認会計士は今井基喜氏、橋本公成氏2名であり、いずれも継続監査年数は7年以内であります。また、当該監査業務にかかる補助者は公認会計士3名であります。なお、当社と監査に従事する公認会計士及びその補助者との間には特別の利害関係はありません。

5) 経営戦略会議

内部コミュニケーション規程に定められた会議体です。部署を超えて、全社的な問題について自由に意見交換する場です。毎月取締役会開催日の翌週に開催しております。出席者は、取締役、各

部署の部長以下管理職を対象としております。各自が毎月持ち回りで討議テーマを決めて、事前に議事資料が渡されます。当日は、自由に議題に沿った意見を交わします。敢えてそこで答えを出すことはしません。問題を共有して、経過を見ながら答えを導くものもあれば、社長に具申して即、答えを出さなければならないものもあります。

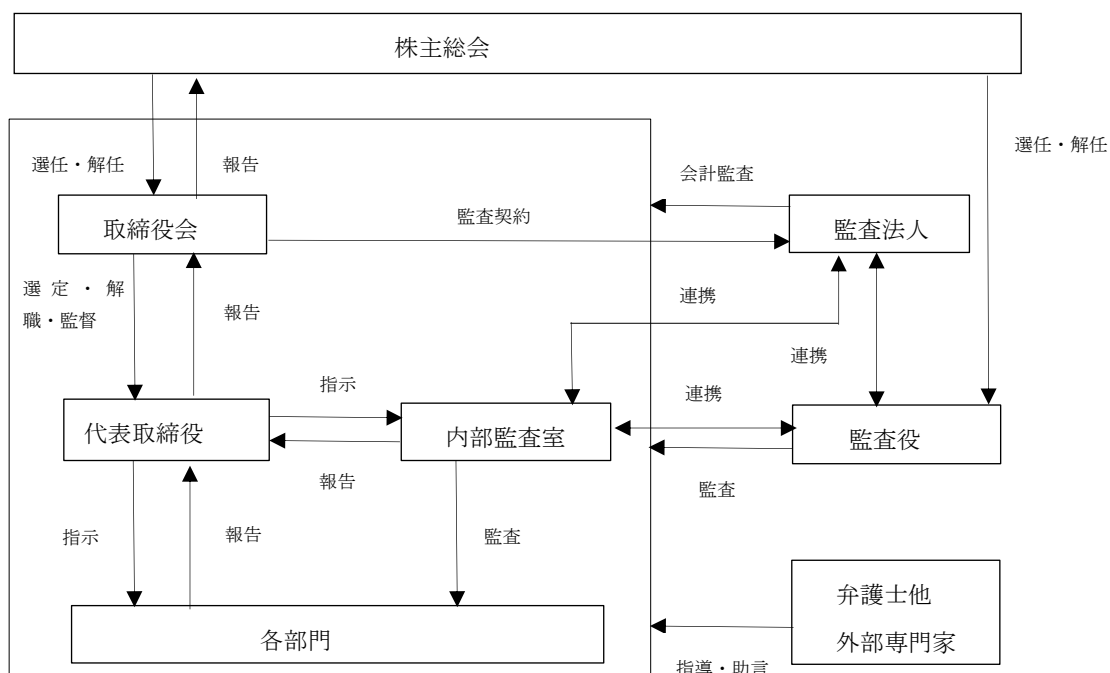
6) 安全・衛生委員会

安全・衛生・防火管理規程及び、内部コミュニケーション規程に定められた委員会です。毎月1回開催しております。委員会メンバーは、委員長が生産管理部(各工場より選出)より指名します。安全・衛生に関する法規を尊重し、会社と従業員が労働災害、健康障害の防止となるべき対策に関することを協議・審議し、快適な職場環境を維持することを目的として設置されております。

7) 品質管理委員会

内部コミュニケーション規程に定められた委員会です。毎月1回開催しております。委員会メンバーは、委員長が品質管理部、設計・積算部、生産管理部(各工場より選出)、より指名します。毎月提出される「不適合報告書」を元には是正処置を施し、当社が製作する製品に求められる適正な品質確保の維持、増進するために必要な措置を講じております。

当社のコーポレート・ガバナンス体制の模式図は、次のとおりです。



③ 内部統制システムの整備の状況について

当社は、会社法上の大会社に該当しないため、法令上内部統制システムの整備に関する取締役会決議を行っておりませんが、内部統制システムの構築は重要な課題と認識しており、会社法上の内部統制はもとより、金融商品取引法における内部統制の整備及び運用の充実を目指しております。現状においても、当社の企業規模に対応した、適切で有効な内部統制機能を確認しているものと考えております。

④ 社外取締役および社外監査役との関係について

当社は社外取締役を選任しておりません。社外監査役が1名選任されており、外部からの客観的及び中立的な立場から経営を監視する体制を構築しております。社外監査役と当社の間には特別な利害関係を有しておらず、一般株主との利益相反の恐れはありません。

なお、当社は、社外取締役または社外監査役の独立性に関する基準または方針について特段の定めはありませんが、選任に際しては、客観的、中立の経営監視機能が十分に発揮されるよう、取引関係等を考慮した上で、選任を行っております。

⑤ リスク管理体制の整備の状況

当社のリスク管理体制は、リスク管理の主管部署として総務部が情報の一元化を行っております。また、当社は企業経営及び日常の業務に関して、必要に応じて弁護士等の複数の専門家から経営判断上の参考とするためのアドバイスを受ける体制をとっております。

⑥ 役員報酬の内容

役員区分	報酬等の総額（千円）	報酬等の種類別の総額（千円）			対象となる役員の員数（人）
		基本報酬	賞与	ストックオプション	
取締役（社外取締役を除く）	76,545	76,545	—	—	4
監査役（社外監査役を除く）	—	—	—	—	—
社外役員	720	720	—	—	1

⑦ 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

支配株主との取引が発生する場合には、当該取引条件を一般の取引条件と同等の条件に照らし合わせて決定し、かつ、公正で適切な取引関係の維持に努めることにより、少数株主の利害を害することのないように対応いたします。関連当事者取引については、取引の際に取締役会の承認を必要といたします。このような運用を行うことで、関連当事者取引を取締役会において適時把握し、少数株主の利益を損なう取引を排除する体制を構築しております。

⑧ 取締役及び監査役の定数

当社の取締役は7名以内、監査役は2名以内とする旨を定款に定めております。

⑨ 取締役の選任決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらない旨を定款に定めております。

⑩ 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うため、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

⑪ 自己株式の取得

当社は、自己株式の所得について、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行するため、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる旨を定款に定めております。

⑫ 中間配当に関する事項

当社は、株主への機動的な利益還元を可能とするため、会社法第454条第5項の規定に基づき、取締役会の決議により中間配当をすることができる旨を定款に定めております。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査法人に対する報酬の内容】

区 分	最近事業年度	
	監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
発行者	6,000	—
計	6,000	—

② 【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

③ 【監査法人の発行者に対する非監査業務の内容】

該当事項はありません。

④ 【監査報酬の決定方針】

当社の監査法人に対する監査報酬の決定方針は、特に定めておりませんが、当社事業規模の観点から監査日数等を総合的に勘案し、監査役の同意を得て決定しております。

第6 【経理の状況】

1. 財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の財務諸表については、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第116条第3項で認められた会計基準のうち、我が国において一般的に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。

2. 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、当事業年度（2021年2月21日から2022年2月20日まで）の財務諸表について、OAG監査法人の監査を受けております。

3. 連結財務諸表について

当社は、子会社がありませんので、連結財務諸表を作成しておりません。

【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2021年2月20日)	当事業年度 (2022年2月20日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	556,689	624,296
受取手形	40,788	2,700
電子記録債権	1,632	286,230
売掛金	78,847	286,182
商品及び製品	193,067	208,624
仕掛品	132,844	116,770
原材料及び貯蔵品	97,109	171,701
未成工事支出金	1,339	24,425
前払費用	92	1,312
その他	19,934	226
流動資産合計	1,122,347	1,722,469
固定資産		
有形固定資産		
建物	397,037	425,351
減価償却累計額	△191,491	△202,399
建物（純額）	※1 205,546	※1 222,951
構築物	10,560	10,560
減価償却累計額	△5,786	△6,179
構築物（純額）	4,773	4,380
機械及び装置	362,925	364,747
減価償却累計額	△273,207	△287,601
機械及び装置（純額）	89,717	77,145
車両運搬具	41,785	55,631
減価償却累計額	△34,063	△41,020
車両運搬具（純額）	7,721	14,611
工具、器具及び備品	13,596	13,537
減価償却累計額	△11,239	△11,185
工具、器具及び備品（純額）	2,356	2,351
土地	※1 200,759	※1 255,627
建設仮勘定	17,260	121,837
有形固定資産合計	528,136	698,905
無形固定資産		
ソフトウェア	11,172	8,896
その他	0	0
無形固定資産合計	11,172	8,896
投資その他の資産		
出資金	2,139	2,139
長期前払費用	163	176
繰延税金資産	6,452	10,970
その他	11,105	16,660

投資その他の資産合計	19,860	29,947
固定資産合計	559,169	737,749
資産合計	1,681,516	2,460,219

(単位：千円)

	前事業年度 (2021年 2 月 20 日)	当事業年度 (2022年 2 月 20 日)
負債の部		
流動負債		
支払手形	187,443	118,990
電子記録債務	82,903	114,076
買掛金	281,847	671,051
1年内返済予定の長期借入金	※ 1 120,634	※ 1 105,892
未払金	24,981	82,530
未払費用	1,630	2,808
未払法人税等	15,227	95,701
未払消費税等	-	23,360
前受金	163,143	294,809
預り金	3,374	3,913
賞与引当金	10,869	11,356
流動負債合計	892,054	1,524,489
固定負債		
長期借入金	※ 1 279,104	※ 1 187,096
その他	67	-
固定負債合計	279,172	187,096
負債合計	1,171,227	1,711,586
純資産の部		
株主資本		
資本金	100,000	100,000
利益剰余金		
利益準備金	350	350
その他利益剰余金		
土地圧縮積立金	2,955	6,537
特別償却準備金	9,252	11,820
繰越利益剰余金	397,731	629,925
利益剰余金合計	410,289	648,633
株主資本合計	510,289	748,633
純資産合計	510,289	748,633
負債純資産合計	1,681,516	2,460,219

② 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2020年 2 月 21 日 至 2021年 2 月 20 日)	当事業年度 (自 2021年 2 月 21 日 至 2022年 2 月 20 日)
売上高	2,039,561	2,736,635
売上原価	1,590,364	2,146,651
売上総利益	449,196	589,984
販売費及び一般管理費	※ 1 270,952	※ 1 326,324
営業利益	178,243	263,660
営業外収益		
受取利息	24	11
受取配当金	1	1
助成金収入	5,654	9,823
保険金収入	1,410	-
持続化給付金	2,000	-
祝金受取額	-	2,840
雑収入	1,706	792
営業外収益合計	10,796	13,469
営業外費用		
支払利息	952	1,361
手形売却損	1,531	1,759
上場関連費用	-	13,000
雑損失	300	714
営業外費用合計	2,783	16,836
経常利益	186,256	260,292
特別利益		
助成金収入	-	16,860
保険差益	-	2,741
保険金収入	700	73,258
特別利益合計	700	92,859
特別損失		
固定資産売却損	※ 2 -	※ 2 642
固定資産除却損	※ 3 26,667	※ 3 327
減損損失	※ 4 1,184	※ 4 -
災害損失	1,964	-
特別損失合計	29,816	969
税引前当期純利益	157,140	352,182
法人税、住民税及び事業税	44,510	118,357
法人税等調整額	8,444	△4,518
法人税等合計	52,955	113,839
当期純利益	104,184	238,343

【売上原価明細書】

		前事業年度 (自 2020年2月21日 至 2021年2月20日)		当事業年度 (自 2021年2月21日 至 2022年2月20日)	
区分	注記 番号	金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)
製品製造原価					
Ⅰ 材料費		1,074,062	63.8	1,385,961	63.9
Ⅱ 労務費		253,877	15.1	269,509	12.4
Ⅲ 経費	※1	356,794	21.2	515,088	23.7
当期総製造費用		1,684,734	100.0	2,170,558	100.0
仕掛品期首たな卸高		164,151		132,844	
合計		1,848,885		2,303,403	
他勘定振替高	※2	-		8,203	
仕掛品期末たな卸高		132,844		116,770	
当期製品製造原価		1,716,041		2,178,429	
売上原価					
製品期首たな卸高		67,391		193,067	
合計		1,783,432		2,371,497	
他勘定振替高	※2	-		16,221	
製品期末たな卸高		193,067		208,624	
売上原価		1,590,364		2,146,651	

(原価計算の方法)

当社の原価計算は個別原価計算であり、期中は予定原価を用い、原価差額は期末において製品、仕掛品、売上原価に配賦しております。

(注) ※1 主な内訳は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2020年2月21日 至 2021年2月20日)	当事業年度 (自 2021年2月21日 至 2022年2月20日)
外注加工費	218,259	282,247
減価償却費	31,404	33,252

※2 他勘定振替高の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2020年2月21日 至 2021年2月20日)	当事業年度 (自 2021年2月21日 至 2022年2月20日)
未成工事支出金	-	24,425

③ 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2020年2月21日 至 2021年2月20日）

（単位：千円）

	株主資本								純資産額 合計
	資本金	利益剰余金					自己株式	株主資本 合計	
		利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計			
			土地圧縮 積立金	特別償却 準備金	繰越利益 剰余金				
当期首残高	100,000	350	2,856	5,391	369,633	378,230	△42,411	435,818	435,818
当期変動額									
当期純利益					104,184	104,184		104,184	104,184
税率修正による調整			98	186		285		285	285
特別償却準備金の積立て				4,512	△4,512	-		-	-
特別償却準備金の取崩し				△837	837	-		-	-
自己株式の取得							△30,000	△30,000	△30,000
自己株式の消却					△72,411	△72,411	72,411	-	-
当期変動額合計	-	-	98	3,861	28,098	32,059	42,411	74,470	74,470
当期末残高	100,000	350	2,955	9,252	397,731	410,289	-	510,289	510,289

当事業年度（自 2021年2月21日 至 2022年2月20日）

（単位：千円）

	株主資本							純資産 合計
	資本金	利益剰余金					株主資本 合計	
		利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余 金合計		
			土地圧縮 積立金	特別償却 準備金	繰越利益 剰余金			
当期首残高	100,000	350	2,955	9,252	397,731	410,289	510,289	510,289
当期変動額								
当期純利益					238,343	238,343	238,343	238,343
土地圧縮積立 金の積立て			3,581		△3,581	-	-	-
特別償却準備 金の積立て				4,128	△4,128	-	-	-
特別償却準備 金の取崩し				△1,560	1,560	-	-	-
当期変動額合計	-	-	3,581	2,567	232,194	238,343	238,343	238,343
当期末残高	100,000	350	6,537	11,820	629,925	648,633	748,633	748,633

④ 【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2020年 2月21日 至 2021年 2月20日)	当事業年度 (自 2021年 2月21日 至 2022年 2月20日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	157,140	352,182
減価償却費	39,443	40,804
減損損失	1,184	-
賞与引当金の増減額(△は減少)	-	486
受取利息及び受取配当金	△25	△13
助成金収入	△5,654	△26,683
保険差益	-	△2,741
保険金収入	△2,110	△73,258
持続化給付金	△2,000	-
支払利息	952	1,361
固定資産売却損	-	642
固定資産除却損	26,667	327
売上債権の増減額(増加は△)	△16,321	△453,844
たな卸資産の増減額(増加は△)	△149,586	△97,159
仕入債務の増減額(減少は△)	35,881	351,923
前受金の増減額(減少は△)	153,143	131,666
その他	△93,215	48,362
小計	145,498	274,058
利息及び配当金の受取額	25	13
利息の支払額	△952	△1,361
助成金の受入れによる収入	5,654	26,683
保険金受取による収入	2,110	77,322
持続化給付金受取による収入	2,000	-
法人税等の支払額	△94,209	△37,883
営業活動によるキャッシュ・フロー	60,127	338,832
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	△60,119	△87,802
定期預金の払戻による収入	36,854	36,202
有形固定資産の取得による支出	△51,070	△165,123
有形固定資産の売却による収入	-	1,847
無形固定資産の取得による支出	△8,600	△1,200
役員に対する貸付金の回収による収入	26,000	-
投資活動によるキャッシュ・フロー	△56,936	△216,075
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入れによる収入	340,000	20,000
長期借入金の返済による支出	△82,402	△126,750
自己株式の取得による支出	△30,000	-
財務活動によるキャッシュ・フロー	227,597	△106,750

現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	230,789	16,007
現金及び現金同等物の期首残高	89,888	320,678
現金及び現金同等物の期末残高	※1 320,678	※1 336,685

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. たな卸資産の評価基準及び評価方法

主として個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8年～31年

機械及び装置 2年～15年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に負担すべき額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

(1) 当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事

工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を適用しております。

(2) その他の工事

工事完成基準を適用しております。

5. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか

負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

6. その他財務諸表作成のための基礎となる事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(重要な会計上の見積り)

繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

繰延税金資産 10,970千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産の回収可能性は、将来の税金負担額を軽減する効果を有するかどうかで判断しております。課税所得の見積りは過去の推移や将来の事業計画を基礎として慎重に検討し計上しておりますが、市場環境等の変化により前提条件が変更された場合には繰延税金資産の回収可能性に重要な影響を与える可能性があります。

(未適用の会計基準等)

1. 収益認識に関する会計基準等

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日)

(1) 概要

国際会計基準審議会 (IASB) 及び米国財務会計基準審議会 (FASB) は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、2014年5月に「顧客との契約から生じる収益」(IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606)を公表しており、IFRS第15号は2018年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は2017年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわせない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

(2) 適用予定日

2023年2月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

2. 時価の算定に関する会計基準等

- ・「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)

- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日 企業会計基準委員会）
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日 企業会計基準委員会）

（１）概要

国際会計基準審議会（IASB）及び米国財務会計基準審議会（FASB）が、公正価値測定についてほぼ同じ内容の詳細なガイダンス（国際財務報告基準（IFRS）においてはIFRS第13号「公正価値測定」、米国会計基準においてはAccounting Standards CodificationのTopic 820「公正価値測定」）を定めている状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、主に金融商品の時価に関するガイダンス及び開示に関して、日本基準を国際的な会計基準との整合性を図る取組みが行われ、「時価の算定に関する会計基準」等が公表されたものです。

企業会計基準委員会の時価の算定に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、統一的な算定方法を用いることにより、国内外の企業間における財務諸表の比較可能性を向上させる観点から、IFRS第13号の定めを基本的にすべて取り入れることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮し、財務諸表間の比較可能性を大きく損なわない範囲で、個別項目に対するその他の取扱いを定めることとされております。

（２）適用予定日

2023年2月期の期首から適用します。

（３）当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で未定であります。

（表示方法の変更）

（「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用）

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当事業年度の年度末に係る財務諸表から適用し、財務諸表に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

ただし、当該注記においては、当該会計基準第11項ただし書きに定める経過的な取扱いに従って、前事業年度に係る内容については記載しておりません。

(貸借対照表関係)

※1 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産及び担保付債務は次のとおりであります。

担保に供している資産

	前事業年度 (2021年2月20日)	当事業年度 (2022年2月20日)
建物	14,558千円	4,562千円
土地	110,261千円	21,270千円
計	124,820千円	25,833千円

担保付債務

	前事業年度 (2021年2月20日)	当事業年度 (2022年2月20日)
1年内返済予定の長期借入金	69,642千円	59,718千円
長期借入金	177,370千円	123,926千円
計	247,012千円	183,644千円

(損益計算書関係)

※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2020年2月21日 至 2021年2月20日)	当事業年度 (自 2021年2月21日 至 2022年2月20日)
役員報酬	77,000千円	77,265千円
発送配達費	101,109千円	126,522千円
減価償却費	8,038千円	7,552千円
おおよその割合		
販売費	42.3%	44.7%
一般管理費	57.7%	55.3%

※2 固定資産売却損の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2020年2月21日 至 2021年2月20日)	当事業年度 (自 2021年2月21日 至 2022年2月20日)
建物	-千円	642千円
計	-千円	642千円

※3 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2020年2月21日 至 2021年2月20日)	当事業年度 (自 2021年2月21日 至 2022年2月20日)
建物	14,400 千円	-千円
構築物	0 千円	-千円
機械及び装置	12,267 千円	327千円
計	26,667 千円	327千円

※4 減損損失

前事業年度 (自 2020年2月21日 至 2021年2月20日)

当事業年度において、当社は以下の資産について減損損失を計上しました。

場所	用途	種類
新潟県上越市	遊休資産	電話加入権

当社は、遊休資産について個別資産ごとにグルーピングを行う以外は、会社全体をキャッシュ・フローを生み出す最小の単位としてグルーピングを行っております。

当事業年度において、電話加入権のうち、使用見込みのないものについて、遊休資産と捉え、回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

当事業年度 (自 2021年2月21日 至 2022年2月20日)

該当事項はありません。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度 (自 2020年2月21日 至 2021年2月20日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式(注) 1	10,000	—	6,240	3,760
自己株式				
普通株式(注) 2、3	3,240	3,000	6,240	—

(注) 1. 普通株式の発行済株式の減少は、取締役会決議に基づく自己株式の消却によるものであります。

2. 普通株式の自己株式の増加は、取締役会決議に基づく自己株式の取得によるものであります。

3. 普通株式の自己株式の減少は、取締役会決議に基づく自己株式の消却によるものであります。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

当事業年度 (自 2021年2月21日 至 2022年2月20日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	3,760	372,240	—	376,000
自己株式				
普通株式	—	—	—	—

(変更事由の概要)

2021年5月19日付で普通株式1株を100株に分割したことによる増加372,240株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

(決議)	株式の 種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2022年5月18日 定時株主総会	普通株式	18	利益剰余金	50	2022年2月20日	2022年5月19日

(キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に記載されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2020年2月21日 至 2021年2月20日)	当事業年度 (自 2021年2月21日 至 2022年2月20日)
現金及び預金	556,689千円	624,296千円
預入期間が3か月を超える定期預金	△236,011千円	△287,610千円
現金及び現金同等物	320,678千円	336,685千円

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に関する取組方針

当社は、資金運用はしておりません。資金調達については、銀行等の金融機関からの借り入れにより行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形、売掛金及び電子記録債権等は、顧客の信用リスクに晒されております。営業債務である支払手形、買掛金及び電子記録債務等は、そのほとんどが4ヶ月以内の支払い期日となっております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については、予算管理規程に従い、担当者が所定の手続きに従い債権回収の状況を定期的にモニタリングし、支払い遅延の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

② 市場リスク（金利等の変動リスク）の管理

借入金に係る金利の変動リスクは、すべて金利を固定化しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

資金繰り表を1年後までを見据えて作成しております。そのことにより、常に資金の状況を監視しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価は、市場価格に基づく価格の他、市場価格がない場合には、合理的に算定された価格が含まれております。

当該価格の算定においては、変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより、当該価格が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度（2021年2月20日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	556,689	556,689	—
(2) 受取手形	40,788	40,788	—
(3) 電子記録債権	1,632	1,632	—
(4) 売掛金	78,847	78,847	—
資産計	677,957	677,957	—
(1) 支払手形	187,443	187,443	—
(2) 電子記録債務	82,903	82,903	—
(3) 買掛金	281,847	281,847	—
(4) 前受金	163,143	163,143	—
(5) 長期借入金（1年内返済予定を含む）	399,738	399,627	△111
負債計	1,115,075	1,114,964	△111

当事業年度（2022年2月20日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	624,296	624,296	—
(2) 受取手形	2,700	2,700	—
(3) 電子記録債権	286,230	286,230	—
(4) 売掛金	286,182	286,182	—
資産計	1,199,409	1,199,409	—
(1) 支払手形	118,990	118,990	—
(2) 電子記録債務	114,076	114,076	—
(3) 買掛金	671,051	671,051	—
(5) 長期借入金（1年内返済予定を含む）	292,988	292,949	△39
負債計	1,197,106	1,197,067	△39

（注1）金融商品の時価の算定方法

資産

（1）現金及び預金、（2）受取手形、（3）電子記録債権、（4）売掛金

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負債

(1) 支払手形、(2) 電子記録債務、(3) 買掛金、(4) 前受金

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5) 長期借入金（1年内返済予定を含む）

元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注2) 金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度（2021年2月20日）

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	556,689	—	—	—
受取手形	40,788	—	—	—
電子記録債権	1,632	—	—	—
売掛金	78,847	—	—	—
合計	677,957	—	—	—

当事業年度（2022年2月20日）

	1年以内 (千円)	1年5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	624,296	—	—	—
受取手形	2,700	—	—	—
電子記録債権	286,230	—	—	—
売掛金	286,182	—	—	—
合計	1,199,409	—	—	—

(注3) 長期借入金の決算日後の返済予定額

前事業年度（2021年2月20日）

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	120,634	99,220	76,346	62,940	39,170	1,428

当事業年度（2022年2月20日）

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	105,892	83,018	63,480	39,170	1,428	-

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、中小企業退職金共済制度に掛け金を拠出しており、退職給付の全額を中小企業退職金共済制度からの給付額で充当しております。

2. 確定拠出制度

中小企業退職金共済制度への拠出額は、前事業年度(自 2020年2月21日 至 2021年2月20日)3,220千円、当事業年度(自 2021年2月21日 至 2022年2月20日)6,730千円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2021年 2 月 20 日)	当事業年度 (2022年 2 月 20 日)
繰延税金資産		
賞与引当金	3,723千円	3,890千円
未払事業税	858千円	8,378千円
土地減損損失	7,279千円	7,279千円
その他	964千円	989千円
繰延税金資産合計	12,826千円	20,537千円
繰延税金負債		
圧縮記帳積立金	1,542千円	3,406千円
特別償却準備金	4,830千円	6,160千円
繰延税金負債合計	6,373千円	9,567千円
繰延税金資産の純額	6,452千円	10,970千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2021年 2 月 20 日)	当事業年度 (2022年 2 月 20 日)
法定実効税率	法定実効税率と税効果会計	34.3%
所得拡大促進税制	適用後の負担率との間の差	△1.3%
その他	異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を	△0.7%
税金負担率	省略しております。	32.3%

(セグメント情報等)

当社は、単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しています。

2. 地域ごとの情報

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しています。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
株式会社カナックス	1,107,607	鉄工建設事業
カメイ株式会社	875,462	鉄工建設事業
東和通商株式会社	617,751	鉄工建設事業

【関連当事者情報】

前事業年度(自 2020年2月21日 至 2021年2月20日)

財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人に限る。)等

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金 又は出 資金 (千円)	事業の 内容又 は職業	議決権等の 所有(被所 有)割合(%)	関連当事者と の関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員及 び主要 株主	佐藤明郎	—	—	当社代表 取締役	(被所有) 直接100%	資金の貸 付	資金の 回収 (注)1	26,000	役員に 対する 貸付金	—
役員の 近親者	佐藤紀子	—	—	—	—	—	自己株 式の取 得 (注)2	26,000	—	—
役員及 びその 近親者 が議決 権の過 半数を 所有し ている 会社	有限会社 ヴィーダ (注)3	新潟県 上越市	資本金 3,000	不動産業	—	—	自己株 式の取 得 (注)2	4,000	—	—

(注) 1. 資金の貸付については0.3%の利息としております。

2. 自己株式取得については2020年4月10日開催の臨時株主総会決議に基づき取得したものであります。
3. 有限会社ヴィーダは、代表取締役佐藤明郎の配偶者である佐藤紀子が議決権の100%を直接保有する会社であります。

当事業年度(自 2021年2月21日 至 2022年2月20日)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2020年2月21日 至 2021年2月20日)	当事業年度 (自 2021年2月21日 至 2022年2月20日)
1株当たり純資産額	1,357.15円	1,991.04円
1株当たり当期純利益	249.29円	633.89円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

2. 当社は、2021年5月19日付で普通株式1株につき、100株の割合で株式分割を行っております。前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。

3. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2020年2月21日 至 2021年2月20日)	当事業年度 (自 2021年2月21日 至 2022年2月20日)
1株当たり当期純利益		
当期純利益金額(千円)	104,184	238,343
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る当期純利益(千円)	104,184	238,343
普通株式の期中平均株式数(株)	417,918	376,000

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

⑤ 【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首 残高 (千円)	当期増加 額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末 残高 (千円)	当期末減 価償却累 計額又は 償却累計 額 (千円)	当期償却 額 (千円)	差引当期 末残高 (千円)
有形固定資産							
建物	397,037	30,979	2,665	425,351	202,399	11,318	222,951
構築物	10,560	-	-	10,560	6,179	393	4,380
機械及び装置	362,925	7,066	5,243	364,747	287,601	17,988	77,145
車両運搬具	41,785	13,846	-	55,631	41,020	6,956	14,611
工具、器具及び備品	13,596	667	726	13,537	11,185	672	2,351
土地	200,759	55,102	234	255,627	-	-	255,627
建設仮勘定	17,260	167,642	63,066	121,837	-	-	121,837
有形固定資産計	1,043,924	275,305	71,936	1,247,293	548,387	37,328	698,905
無形固定資産							
ソフトウェア	-	-	-	23,815	14,918	3,476	8,896
その他	-	-	-	0	-	0	0
無形固定資産計	-	-	-	23,815	14,918	3,476	8,896
長期前払費用	163	13	-	176	-	-	176

(注) 1. 当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。

土地 三和工場 54,463千円

建設仮勘定 三和工場 113,022千円

2. 無形固定資産の金額が資産の総額の1%以下であるため「当期首残高」、「当期増加額」及び「当期減少額」の記載を省略しております。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
1年以内に返済予定の長期借入金	120,634	105,892	0.46	—
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)	279,104	187,096	0.32	2022年3月～2026年7月
合計	399,738	292,988		

- (注) 1. 「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。
 2. 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)の貸借対照表日以降5年以内における1年ごとの返済予定額の総額

区分	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	83,018	63,480	39,170	1,428

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
賞与引当金	10,869	11,356	10,869	—	11,356

(2) 【主な資産及び負債の内容】

① 現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	139
預金	
当座預金	1
普通預金	336,544
定期預金	287,610
計	624,156
合 計	624,296

② 受取手形

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
東和通商株式会社	2,700
合 計	2,700

期日別内訳

期日別	金額(千円)
2022年3月31日	2,700
合 計	2,700

③ 電子記録債権

相手先	金額(千円)
株式会社カナックス	202,839
東和通商株式会社	78,540
太平洋特殊鑄造株式会社	4,851
合 計	286,230

期日別内訳

期日別	金額(千円)
2022年 2 月 25 日	46,200
2022年 3 月 10 日	36,140
2022年 3 月 25 日	32,340
2022年 4 月 10 日	71,980
2022年 4 月 30 日	242
2022年 5 月 10 日	62,293
2022年 6 月 10 日	37,034
合計	286,230

④ 売掛金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
カナックス株式会社	242,991
東和通商株式会社	28,116
カメイ株式会社	12,430
日鉄工材株式会社	1,552
直江津アスコン	484
その他	609
合計	286,182

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高(千円)	当期発生高(千円)	当期回収高(千円)	当期末残高(千円)	回収率(%)	滞留期間(日) $\frac{(A)+(D)}{2}$ $\frac{(B)}{365}$
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A)+(B)} \times 100$	
78,847	1,527,117	1,319,782	286,182	82	44

(注) 消費税等の会計処理は税抜方式を採用しておりますが、上記金額には消費税等が含まれております。

⑤ 商品及び製品

区分	金額(千円)
製品	208,624
合計	208,624

⑥ 仕掛品

区分	金額(千円)
仕掛品	116,770
合計	116,770

⑦ 原材料及び貯蔵品

区分	金額(千円)
原材料	166,912
貯蔵品	4,788
合計	171,701

⑧ 未成工事支出金

相手先	金額(千円)
未成工事支出金	24,425
合計	24,425

⑨ 買掛金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
株式会社カナックス	448,481
株式会社本久	57,831
久保田建設株式会社	23,789
高助合名会社	22,554
エムエム建材販売株式会社	16,596
その他	101,798
合計	671,051

⑩ 支払手形

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
株式会社本久	59,241
久保田建設株式会社	28,787
中央ロジック株式会社	7,936
株式会社住建工業	7,426
新潟亜鉛工業株式会社	6,219
その他	9,381
合計	118,990

期日別内訳

期日別	金額(千円)
2022年2月25日	35,465
2022年3月25日	24,328
2022年4月25日	31,328
2022年5月25日	27,869
合計	118,990

⑪ 電子記録債務

相手先	金額(千円)
株式会社サトコウ	24,680
直江津港高速輸送株式会社	22,164
株式会社シマキュウ	17,534
エムエム建材販売株式会社	13,779
コンドーテック株式会社	9,321
その他	26,598
合計	114,076

期日別内訳

期日別	金額(千円)
2022年2月25日	17,434
2022年3月25日	21,561
2022年4月25日	43,149
2022年5月25日	31,932
合計	114,076

⑫ 前受金

相手先	金額(千円)
株式会社カナックス	213,586
上越産業株式会社	73,548
カメイ株式会社	7,675
合計	294,809

⑬ 1年以内返済予定の長期借入金

相手先	金額(千円)
株式会社第四北越銀行	6,724
株式会社八十二銀行	59,718
株式会社大光銀行	6,590
J Aバンク 新潟県信連	12,856
株式会社富山第一銀行	20,004
合計	105,892

⑭ 長期借入金

相手先	金額(千円)
株式会社第四北越銀行	886
株式会社八十二銀行	123,926
株式会社大光銀行	2,300
J Aバンク 新潟県信連	16,662
株式会社富山第一銀行	43,322
合計	187,096

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第 7 【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第8 【発行者の株式事務の概要】

事業年度	毎年2月21日から2月20日まで
定時株主総会	毎事業年度末日の翌日から3か月以内
基準日	毎年2月20日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	毎年2月20日 毎年8月20日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え(注)1	
取扱場所	東京都千代田区霞が関三丁目2番5号
株主名簿管理人	株式会社アイ・アール ジャパン
取次所	東京都千代田区霞が関三丁目2番5号
名義書換手数料	株式会社アイ・アール ジャパン 本社
新券交付手数料	無料
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区霞が関三丁目2番5号
株主名簿管理人	株式会社アイ・アール ジャパン
取次所	東京都千代田区霞が関三丁目2番5号
買取手数料	株式会社アイ・アール ジャパン 本社
買取手数料	無料
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告としております。 ただし、事故その他やむを得ない事由により電子公告をすることができないときは、日本経済新聞に掲載して行うこととしております。 当社の公告掲載URLは次のとおりです。 https://www.sato-san.jp/
株主に対する特典	なし

(注)当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第二部 【特別情報】

第 1 【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

第三部 【当該有価証券以外の有価証券に関する事項】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2022年5月19日

株式会社サトウ産業

取締役会 御中

OAG監査法人

東京都千代田区

指定社員
業務執行社員 公認会計士 今 井 基 喜

指定社員
業務執行社員 公認会計士 橋 本 公 成

監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社サトウ産業の2021年2月21日から2022年2月20日までの第48期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社サトウ産業の2022年2月20日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者並びに監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（発行者情報提出会社）が別途保管しております。